

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>（加工組立減税の手続）</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第23条第1項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）（8-4(5)により返付された生地規格書等を含む。以下8-12及び8-13(2)ロにおいて同じ。）を提示するものとする。</p> <p>(4)～(7) （省略）</p> <p>第12節の3 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税</p> <p>（「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲）</p> <p>8の7-7 法第8条の7に規定する「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の具体的範囲については、前記8-10と同様とする。</p> <p>第13節の2 経済連携協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p> <p>（製造工場における製造終了届等の取扱い）</p> <p>9の2-15 製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」（T-1130）（以下「製造終了届」という。）の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。</p> <p>なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。</p> <p>(1) 第1種承認工場における取扱い</p> <p>イ 製品（製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。）</p>	<p>第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>（加工組立減税の手続）</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第23条第1項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）（8-4(5)により返付された生地規格書等を含む。以下8-11及び8-12(2)ロにおいて同じ。）を提示するものとする。</p> <p>(4)～(7) （同左）</p> <p>第12節の3 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税</p> <p>（「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲）</p> <p>8の7-7 法8条の7に規定する「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の具体的範囲については、前記8-9と同様とする。</p> <p>第13節の2 経済連携協定に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p> <p>（製造工場における製造終了届等の取扱い）</p> <p>9の2-15 製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」（T-1130）（以下「製造終了届」という。）の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。</p> <p>なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。</p> <p>(1) 第1種承認工場における取扱い</p> <p>イ 製品（製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。）</p>

## 新旧対照表

## 【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>）の製造終了の届出は、製造終了届 2 通（保税監督部門用、交付（製品検査書）用）を翌月の 10 日までに毎月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。</p> <p>また、前記 9 の 2 - 7 の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする。</p> <p>ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本の提出を求め、必要な検査を行うものとする。</p> <p>ハ （省略）</p> <p>ニ 製品の搬出は、取締上支障がない限り上記ロによる製造終了届の提出前においてもできるものとし、責任者に対し、搬出の事績を明らかにした日計表を作成して製造工場に保管することを求める。</p> <p>なお、製造工場における製品のばら搬出については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。</p> <p>(イ) ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、ホッパースケール又はトラックスケールの器差の許容範囲は、千分の一とする。</p> <p>なお、ホッパースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。</p> <p>(ロ) 製品の搬出に当たっては、責任者に対し、日計表のほかに看貫票又はこれに代わるもの（以下「看貫票等」という。）を作成して当該飼料製造工場に保管することを求める。</p> <p>(2) 第 2 種承認工場における取扱い</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 製品の搬出は、原則として、上記ハによる製品検査書を届出者へ交付した後において行うことを求める。</p> <p>なお、製造工場における製品のばら搬出については、これを認め</p>	<p>）の製造終了の届出は、製造終了届 2 通（保税監督部門用、交付（製品検査書）用）を翌月の 10 日までに毎月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。</p> <p>また、前記 9 の 2 - 7 <u>（協同組合に対する製造工場の承認）</u> の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする。</p> <p>ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。</p> <p>ハ （同左）</p> <p>ニ 製品の搬出は、取締上支障がない限り上記ロによる製造終了届の提出前においてもできるものとし、責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。</p> <p>なお、製造工場における製品のばら搬出については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。</p> <p>(イ) ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、ホッパースケール又はトラックスケールの<u>検定公差は、千分の一以下でなければならない。</u></p> <p>なお、ホッパースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。</p> <p>(ロ) 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかに看貫票又はこれに代わるもの（以下「看貫票等」という。）を<u>作成させて、当該製造工場に保管させる。</u></p> <p>(2) 第 2 種承認工場における取扱い</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>ニ 製品の搬出は、原則として、上記ハによる製品検査書を届出者へ交付した後において行わせる。</p> <p>なお、製造工場における製品のばら搬出については、これを認め</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(製造用原料品の譲渡)</p> <p>9の2-20 令第33条の10の規定による輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の譲渡の届出は、次による。</p> <p>(1) 輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の譲渡の届出は、「製造用原料品等の譲渡届」（T-1170）2通（原本、交付用）を蔵置場所所轄税関へ提出することにより<u>行うことを求め</u>、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者へ交付する。</p> <p>ただし、蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して譲渡先所轄税関へ送付する。</p> <p><u>なお、譲渡人に係る承認工場に搬入される前に輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品を譲渡しようとする場合には、当該製造用原料品が実際に蔵置されている場所を所轄する税関に対して届出を行うこととなるので、留意する。この場合において、届出を受理した蔵置場所所轄税関と譲渡人に係る承認工場所轄税関が異なるときには、届出の写しを当該承認工場所轄税関へ送付する。</u></p> <p>(2) 輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品の譲渡届を上記(1)により受理した場合においては、法第9条の2第7項第2号の規定に該当しないものとして取り扱うこととなるので、留意する。</p>	<p>ない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(製造用原料品の譲渡)</p> <p>9の2-20 令第33条の10<u>《製造用原料品の譲渡の場合の届出》</u>の規定による輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の譲渡の届出は、次による。</p> <p>(1) 輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の譲渡の届出は、「製造用原料品等の譲渡届」（T-1170）2通（原本、交付用）を蔵置場所所轄税関へ提出することにより<u>行わせ</u>、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者へ交付する。</p> <p>ただし、蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して譲渡先所轄税関へ送付する。</p> <p>(2) 輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品の譲渡届を上記(1)により受理した場合においては、法第9条の2第7項第2号<u>《製造用原料品の譲渡の場合の関税の追徴》</u>の規定に該当しないものとして取り扱うこととなるので、留意する。</p>